

第6回盛土による災害防止のための 関係府省連絡会議幹事会 議事次第

令和5年4月28日（金）
10：30～11：30
中央合同庁舎3号館3階 総合政策局会議室
（WEB会議併用）

1. 開会

2. 議事

- (1) 盛土規制法の施行に向けた対応について
- (2) 盛土による災害の防止に向けた関係府省の取組

3. 閉会

<配布資料>

- 資料1 盛土規制法の施行に向けた対応について（国土交通省・農林水産省）
資料2-1 建設工事から発生する土の搬出先の明確化等について（国土交通省）
資料2-2 再生資源利用促進計画作成における土壌汚染対策法等に関する手続確認の円滑な運用について（環境省）
資料2-3 廃棄物混じり盛土の発生防止等対策について（環境省）
資料2-4 地域と共生した再エネ導入に向けた事業規律の強化について（資源エネルギー庁）
資料2-5 太陽電池発電設備の安全性に係る対応について（経済産業省）
資料2-6 林地開発許可制度の見直しについて（林野庁）
参考資料 盛土による災害防止のための関係府省連絡会議幹事会の構成員の官職の指定について

盛土規制法の施行に向けた対応について

令和5年4月
国土交通省・農林水産省

基本方針について

- 盛土規制法においては、国が、国土全体にわたる盛土対策の総括的な考え方や基礎調査の実施方法、規制区域の指定の考え方等について示すことで、各地方公共団体が適確に法律の運用を行えるよう、主務大臣(国土交通大臣、農林水産大臣)が盛土等に伴う災害の防止に関する基本的な方針(基本方針)を策定することとしている。
- なお、策定にあたっては、社会資本整備審議会、食料・農業・農村政策審議会及び林政審議会の意見を聴かなければならないとされている。

<基本方針の策定経緯・今後のスケジュール(案)>

令和3年

12月24日 「盛土による災害の防止に関する検討会」による提言

令和4年

3月29日 盛土規制法案の提出 →5月20日成立

5月27日 盛土規制法公布

6月～ 「盛土等防災対策検討会」開催

9月末 地方公共団体に基本方針(案)を公表

令和5年

2月～3月 審議会等開催 ※基本方針(案)の事前意見聴取

4月～5月 パブリックコメント

5月26日 盛土規制法施行

施行後
速やかに

社会資本整備審議会、食料・農業・農村政策審議会及び林政審議会に
意見聴取
審議会から回答
基本方針告示

(基本方針)

第3条 主務大臣は、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の防止に関する基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 この法律に基づき行われる宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の防止に関する基本的な事項

二 次条第一項の基礎調査の実施について指針となるべき事項

三 第10条第1項の規定による宅地造成等工事規制区域の指定、第26条第1項の規定による特定盛土等規制区域の指定及び第45条第1項の規定による造成宅地防災区域の指定について指針となるべき事項

四 前三号に掲げるもののほか、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の防止に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定めるときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、社会資本整備審議会、食料・農業・農村政策審議会及び林政審議会の意見を聴かなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本方針の変更について準用する。

基本方針について

宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の防止に関する基本的な方針

一 宅地造成及び特定盛土等規制法に基づき行われる宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の防止に関する基本的な事項

1 宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の防止に関する基本的な方針の位置付け

2 盛土等に伴う災害の防止の考え方

- (1) 法に基づく盛土等に伴う災害の防止に向けた措置
- (2) 法施行体制・能力の強化
- (3) 不法・危険盛土等への対応

二 基礎調査の実施について指針となるべき事項

1 基礎調査の実施に当たっての基本的考え方

2 宅地造成等工事規制区域の指定及び特定盛土等規制区域の指定に必要な調査

- (1) 宅地造成等工事規制区域の指定及び特定盛土等規制区域の指定のために必要な調査の実施に当たっての基本的考え方
- (2) 宅地造成等工事規制区域の指定のために必要な調査
- (3) 特定盛土等規制区域の指定のために必要な調査
- (4) 基礎調査の結果の通知及び公表
- (5) 規制区域の指定後の基礎調査の実施

3 造成宅地防災区域の指定のために必要な調査

- (1) 造成宅地防災区域の指定のために必要な調査の実施に当たっての基本的考え方
- (2) 造成宅地防災区域の指定のために必要な調査
- (3) 基礎調査の結果の通知及び公表

4 盛土等に伴う災害の防止のための調査

- (1) 盛土等に伴う災害の防止のための調査の位置付け
- (2) 盛土等に伴う災害の防止のために必要な調査
- (3) 基礎調査の結果の通知及び公表

三 宅地造成等工事規制区域の指定、特定盛土等規制区域の指定及び造成宅地防災区域の指定について指針となるべき事項

1 宅地造成等工事規制区域の指定及び特定盛土等規制区域の指定について指針となるべき事項

- (1) 宅地造成等工事規制区域の指定及び特定盛土等規制区域の指定
- (2) 宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域指定後の対応

2 造成宅地防災区域の指定について指針となるべき事項

- (1) 造成宅地防災区域の指定
- (2) 造成宅地防災区域指定後の対応

四 その他宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の防止に関する重要事項

1 建設工事から発生する土の搬出先の明確化等

- (1) 元請業者による建設発生土の搬出先の明確化等
- (2) 公共工事の発注者による建設発生土の搬出先の明確化等
- (3) 建設発生土の更なる有効利用に向けた取組

2 廃棄物混じり盛土の発生防止等

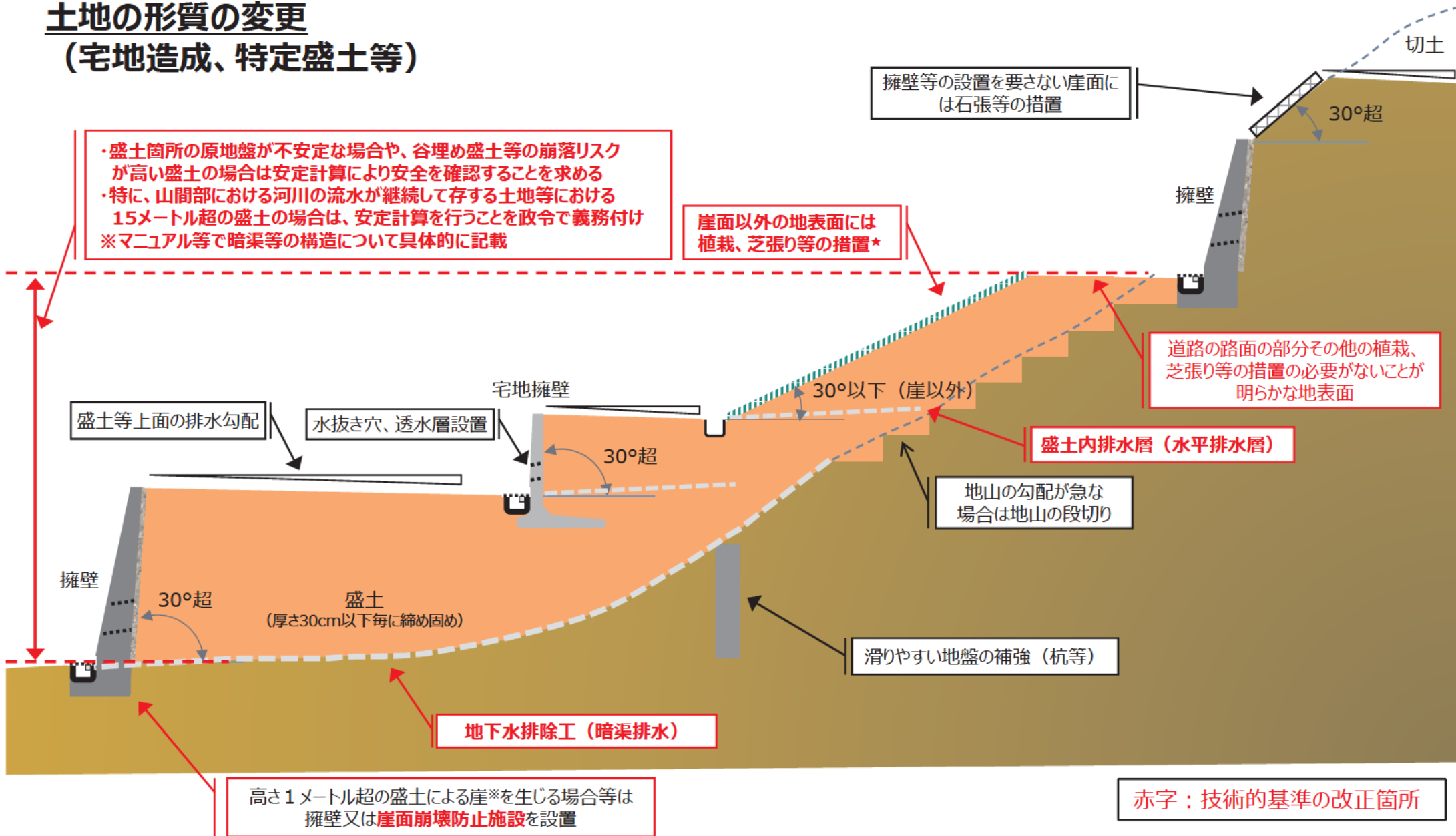
- (1) マニフェスト管理等の強化
- (2) 関連事業者の法令遵守体制の強化
- (3) 廃棄物混じり盛土等への対処体制の確立

3 盛土等の土壌汚染等に係る対応

4 太陽光発電に係る対応

技術基準について

土地の形質の変更 (宅地造成、特定盛土等)



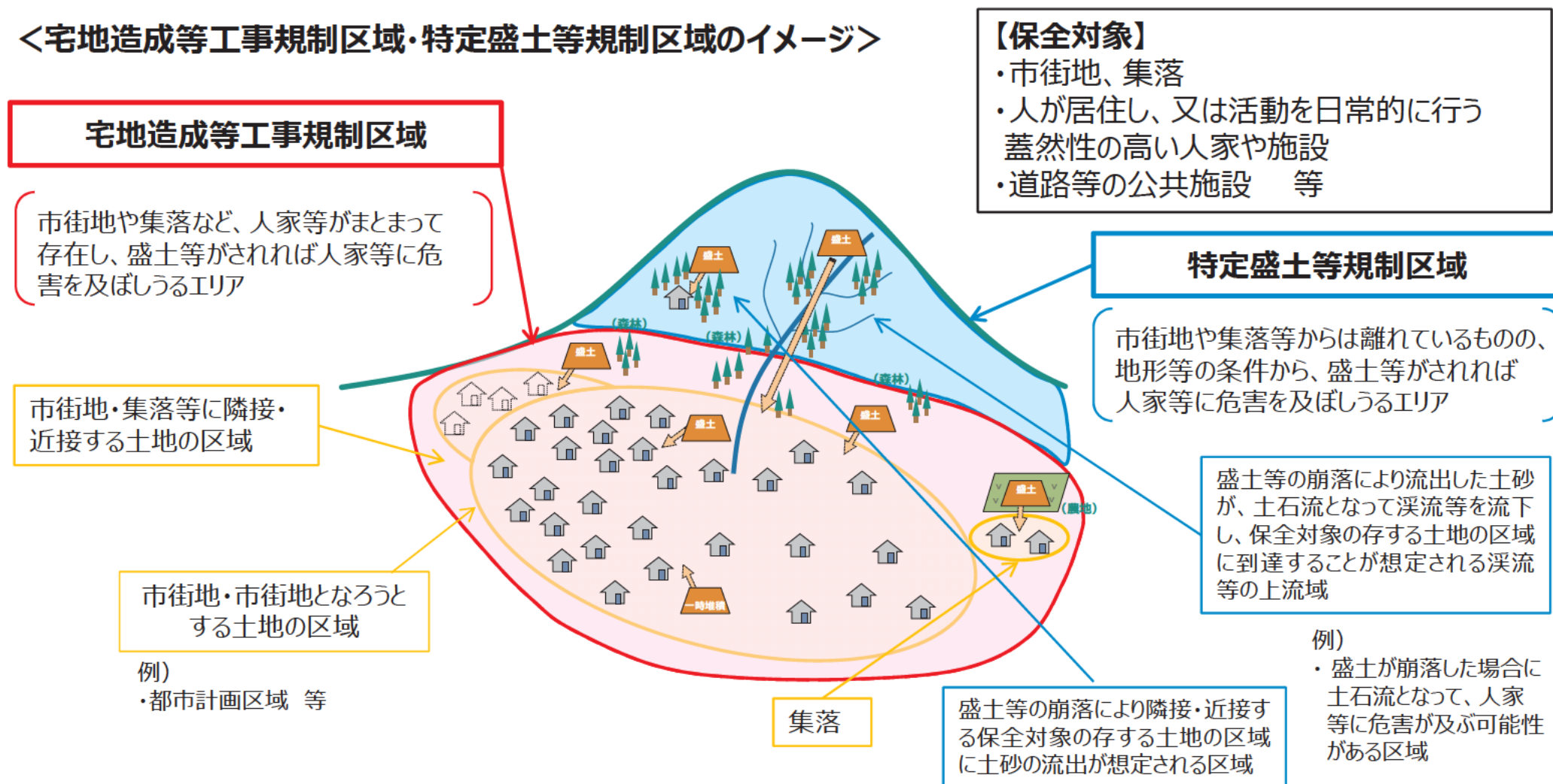
※ 「崖」とは、地表面が水平面に対し30°を超える角度をなす土地で、硬岩盤（風化の著しいものを除く）以外のもの

★宅地造成、特定盛土等のそれぞれについて、植栽、芝張り等の措置が不要な条件を規定

規制区域指定について

- 盛土規制法は、盛土等に伴う災害から人命を守るという目的のため、盛土等の崩落により人家等に被害を及ぼしうるエリアを規制区域として指定することとしている。
- 都道府県等においては、本法の趣旨を踏まえ、盛土等に伴う災害から人命を守るため、リスクのあるエリアは、できる限り広く、規制区域に指定することが重要。

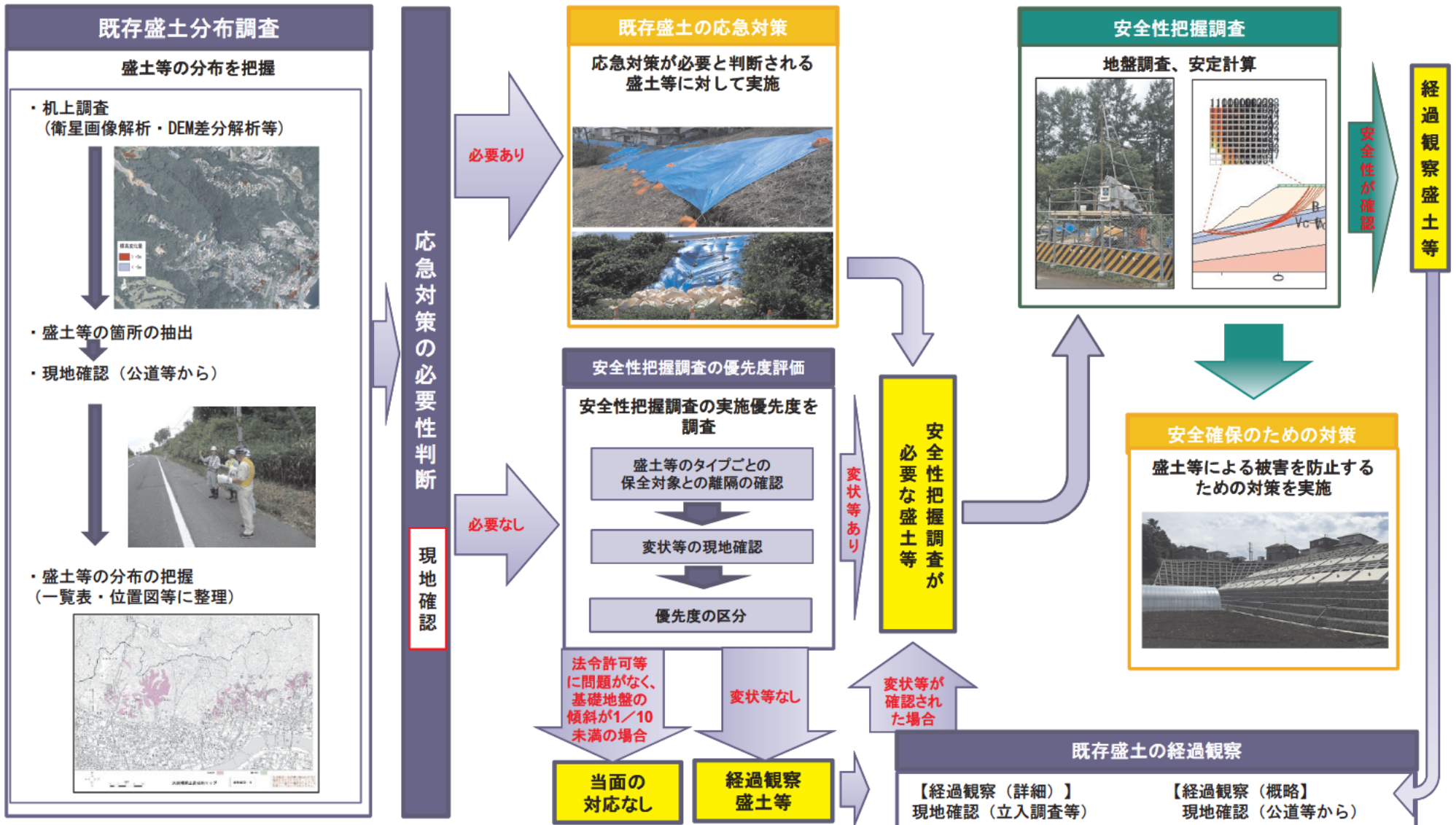
<宅地造成等工事規制区域・特定盛土等規制区域のイメージ>



既存盛土対応について

- 規制区域内にある既存の盛土等で、災害が発生するおそれのあるものについては、勧告・命令等を行い、安全対策を実施することが求められる。

<既存盛土調査の流れ（全体像）>



不法・危険盛土等への対応について

- 盛土等に伴う災害を防止するためには、不法・危険盛土等について、平素からの監視や違反行為の早期発見、関係部局との情報共有や違法行為を行った行為者等に対する迅速な行政処分など、必要な対策を講じることにより、法制度の実効性を確保することが重要。
- 特に、地方公共団体においては、躊躇なく行政処分や行政代執行を実施すること、土地利用規制担当部局や廃棄物規制担当部局、警察等の関係部局と連携して対応することが重要。

盛土規制法担当部局

<不法・危険盛土等への対応>

監視・発見

- ・パトロールや地域住民からの通報による発見
- ・衛星写真データの活用 等

現状把握

- ・緊急対応の必要性判断
- ・立入検査、報告徴取等による事実確認 等

緊急対応

- ・周辺住民への周知、避難体制の構築
- ・応急対策工事（土嚢設置等） 等

行政処分

- ・違法性や危険性が確認された場合、躊躇なく行政処分（監督処分・改善命令）を実施

行政代執行

- ・命令を受けた者が、命令に応じない場合などは、躊躇なく行政代執行を実施

刑事告発

- ・無許可行為や、命令違反など、罰則行為に該当する場合、刑事告発を検討

連携

関係部局

<連携が想定される関係部局>

土地利用規制部局、公共施設管理担当部局、環境部局（廃棄物規制担当部、土壌汚染対策担当部局）、建設業許可担当部局、太陽光発電担当部局、警察 等

<関係部局と連携した対応>

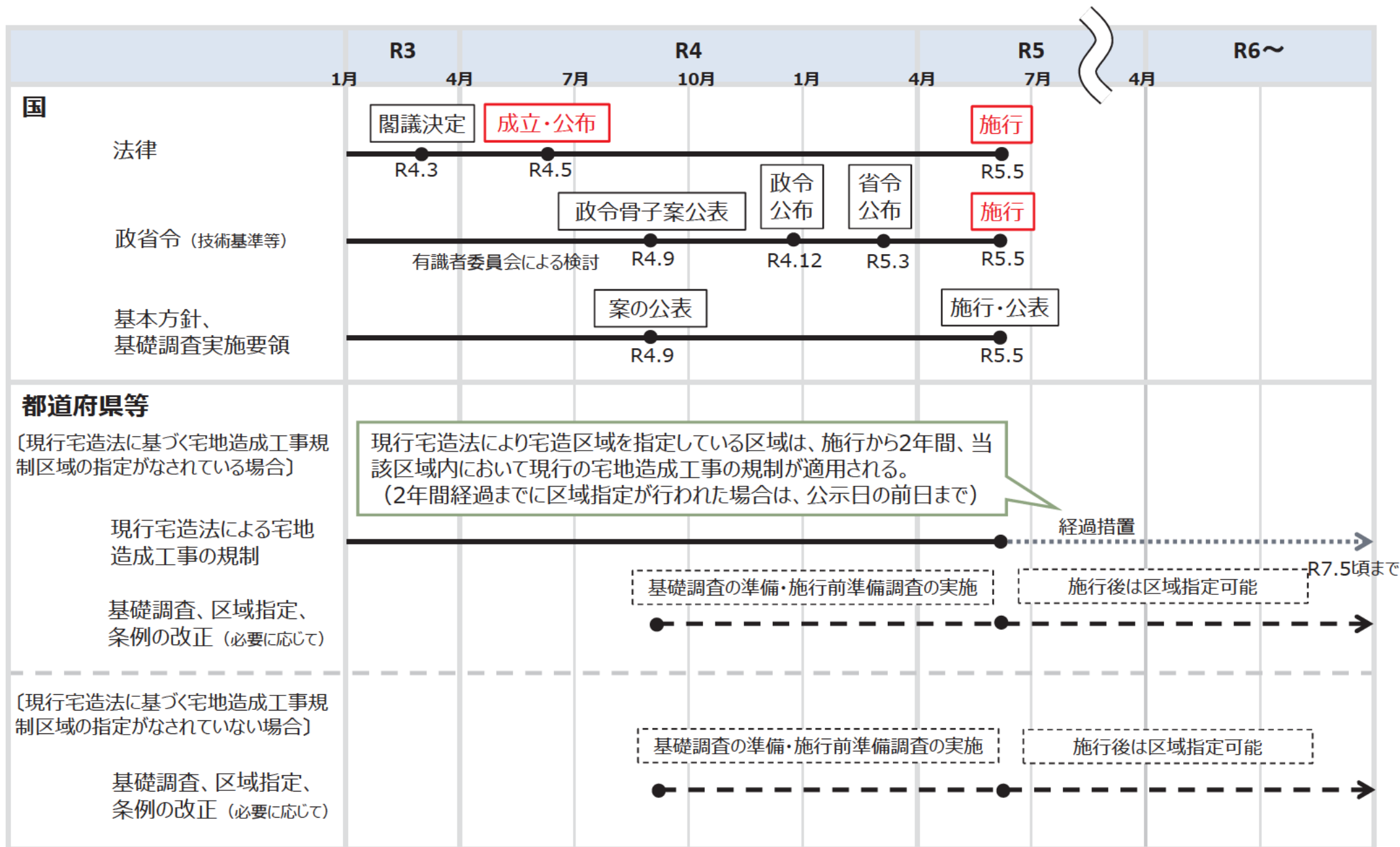
平時の取組

- ・定期的な連絡会議の開催
- ・人事交流
- ・許可・届出等の手続情報の共有
- ・パトロール情報の共有 等

発見後の取組

- ・発見した盛土の情報共有
- ・複数の法令所管部局が連携した立入検査や行政処分等の実施
- ・盛土規制法の違反行為を行った事業者に対する処分 等

盛土規制法の施行スケジュール



※基礎調査：区域指定等を行うため、盛土等による災害のおそれのある土地の地形や地質、土地の利用状況等を調査するもの

参考資料
- 盛土規制法の概要 -

背景・必要性

盛土をめぐる現状

○静岡県熱海市で大雨に伴って盛土が崩落し、土石流が発生
→ **甚大な人的・物的被害**（令和3年7月）

○盛土の総点検において、**全国で約3.6万箇所を目視等により点検**（令和4年3月）



R3.7 静岡県熱海市

死者28名、住宅被害98棟

H21.7 広島県東広島市

廃棄された土石の崩落
死者1名、重傷者1名、
住宅被害1棟



R3.6 千葉県多古町

廃棄された土石の崩落
軽傷者1名、県道通行止め

制度上の課題

○宅地の安全確保、森林機能の確保、農地の保全等を目的とした各法律により、開発を規制
→ **各法律の目的の限界等から、盛土等の規制が必ずしも十分でないエリアが存在**
（一部の地方公共団体では、条例を制定して対応）

【参考】熱海市伊豆山地区の土石流発生箇所

→ 森林法の許可、静岡県土採取等規制条例の届出の対象 / 廃棄物処理法による廃棄物投棄禁止

危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制する法制度が必要

※ 全国知事会等からも法制化による全国統一の基準・規制を設けることについて要望あり

◆盛土等による災害から国民の生命・身体を守るため、「**宅地造成等規制法**」を法律名・目的も含めて**抜本的に改正**し、**土地の用途（宅地、森林、農地等）にかかわらず、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制**

※ 法律名を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に改正。通称“**盛土規制法**”

※ **国土交通省・農林水産省による共管法**とし、両省が緊密に連携して対応

◆**国土交通大臣及び農林水産大臣が盛土等に伴う災害の防止に関する基本方針を策定**し、その方針の下、都道府県知事等が規制を実施

1. スキマのない規制

規制区域

- 都道府県知事等が、**盛土等により人家等に被害を及ぼしうる区域**を**規制区域**として指定
 - **宅地造成等工事規制区域**：市街地や集落、その周辺など、人家等が存在するエリアについて、森林や農地を含めて広く指定
 - **特定盛土等規制区域**：市街地や集落等からは離れているものの、地形等の条件から人家等に危害を及ぼしうるエリア（斜面地等）も指定
- ※「都道府県知事等」とは、都道府県知事、指定都市・中核市の長
- 区域指定に**市町村が関与**できる仕組みを導入（指定の際の市町村への意見聴取、市町村からの指定の申出）
- 都道府県等は、定期的に、規制区域の指定や盛土等による災害防止のための対策に必要な**基礎調査**を実施

規制対象

- 規制区域内で行われる盛土等を**都道府県知事等の許可**の対象とする
- 宅地造成等の際に行われる盛土だけでなく、**単なる土捨て行為や一時的な堆積についても規制**
- ※ 許可された盛土等については、①所在地等の一覧を公表するとともに、②現場での標識掲出を義務化し、無許可行為の早期の摘発につなげる。

（参考）改正前の宅地造成工事規制区域

【規制対象】

- 宅地を造成するための盛土・切土



【区域指定のイメージ】

主に、丘陵地にある市街地（又は今後市街地になりうる土地）の区域を指定

<宅地造成工事規制区域（改正前）のイメージ>



新制度による規制区域

【規制対象】

※（下線部）：規制を強化する部分

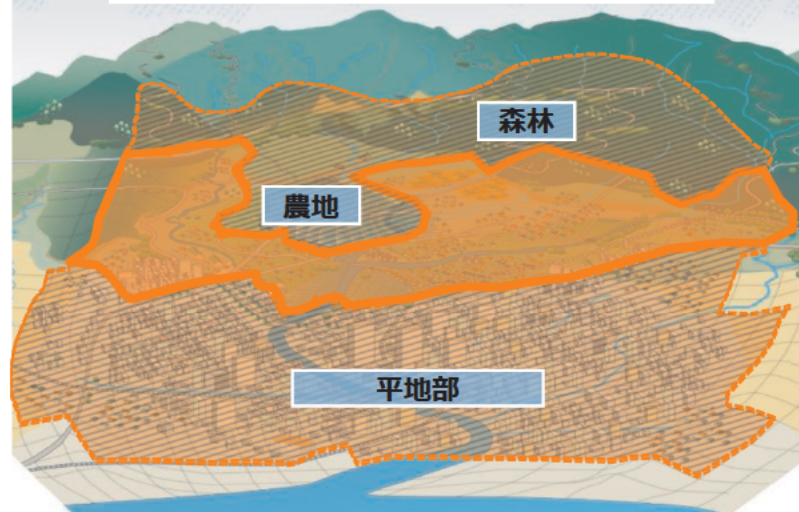
- 土地（森林・農地を含む）を造成するための盛土・切土
- 土捨て行為や一時的な堆積



【区域指定のイメージ】

改正前の宅地造成工事規制区域に加えて、**土砂流出等により人家等に被害を及ぼしうる、森林、農地、平地部の土地を広く指定**

<新制度による規制区域のイメージ>



2. 盛土等の安全性の確保

許可基準 ・手続

○盛土等を行うエリアの地形・地質等に応じて、**災害防止のために必要な許可基準を設定**

※ 許可に当たっては、工事主の資力・信用、工事施行者の能力についても審査

○許可に当たって、**土地所有者等の同意** 及び **周辺住民への事前周知（説明会の開催等）**を要件化

中間検査 完了検査

○許可基準に沿って安全対策が行われているかどうかを確認するため、

①**施工状況の定期報告**、②**施工中の中間検査**及び③**工事完了時の完了検査**を実施

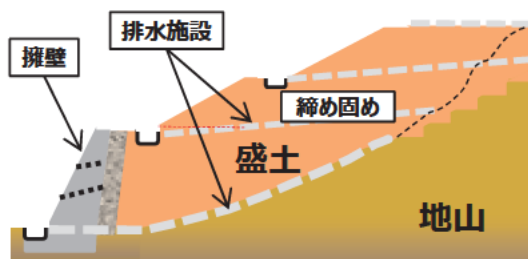
※ 地域の実情に応じ、条例で、許可基準の強化のほか、定期報告の頻度や内容、中間検査の対象項目等の上乗せができる旨の規定を措置。

■ 災害防止のための安全基準の設定

<盛土・切土>

(主な安全基準)

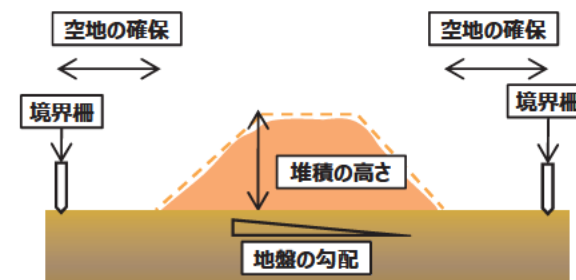
- ✓ 擁壁の設置
- ✓ 排水施設の設置
- ✓ 盛土の締め固め 等



<一時的な堆積>

(主な安全基準)

- ✓ 地盤の勾配
- ✓ 堆積の高さ
- ✓ 空地の確保 等



■ 施工中・完了時の安全確認

工事の許可

工事着手

○ 中間検査

例：排水施設の設置

工事完了後に確認困難となる工程について、現地検査



○ 完了検査

安全基準への適合について現地検査

- ✓ 盛土の形状
- ✓ 擁壁の強度 等

工事完了

○ 定期報告

工事の施工状況について、数ヶ月ごとに報告
例：土石の堆積量 等

3. 責任の所在の明確化 / 4. 実効性のある罰則

- 管理責任** ○盛土等が行われた土地について、**土地所有者等が常時安全な状態に維持する責務**を有することを明確化
※ 「土地所有者等」とは、土地の所有者、管理者、占有者。土地が譲渡等された場合でも、その時点での土地所有者等に責務が発生。
- 監督処分** ○災害防止のため必要なときは、**土地所有者等だけでなく、原因行為者に対しても、是正措置等を命令**
※ 当該盛土等を行った造成主や工事施工者、過去の土地所有者等も、原因行為者として命令の対象になり得る。
- 罰則** ○罰則が抑止力として十分機能するよう、無許可行為や命令違反等に対する懲役刑及び罰金刑について、**条例による罰則の上限より高い水準に強化**

工事の適正な施工

施工後の適正な管理

造成主

工事施工者

土地所有者等

原因行為者*

(※過去の土地所有者等)

常時安全な状態に
維持する責務

管理責任の明確化

- ・無許可での盛土
- ・安全基準違反
- ・検査の受検義務違反
- 等の違反があった場合

- **施工停止命令**
- **災害防止措置命令**
(擁壁の設置等)

管理不全等により
安全性に問題が
生じている場合

- **改善命令**
(擁壁の設置等)

機動的な是正命令

都道府県知事等

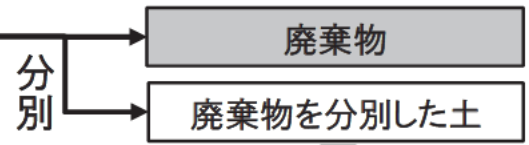
※ 命令の相手方を確知できない、命令するいとまがない、命令された者が期限までに対策を実施しない等の場合には、都道府県知事等が代執行。

- 無許可、安全基準違反、命令違反等に対する懲役刑及び罰金刑について、**条例による罰則の上限より高い水準に強化（最大で懲役3年以下・罰金1,000万円以下）**
- 法人に対しても抑止力として十分機能するよう、**法人重科**を措置（最大で3億円以下）

実効性のある罰則

① 建設工事から発生する土の搬出先の明確化等

建設工事から発生する土



…廃掃法に基づき適正に処理

資源有効利用促進法※に基づき再生資源として利用



※資源有効利用促進法は、使用済物品や副産物（建設発生土も対象）の発生抑制及び再生資源等の利用促進に関して所要の措置を講じるもの。

指定利用等の徹底

- **全ての公共工事発注者に指定利用等の原則実施を要請** ⇒ **処分費の積算への計上**を徹底
- **継続的に大規模な建設工事を発注している民間工事発注者には、指定利用等の実施や、それが困難な場合でも元請業者により適正処理が行われることを確認**するよう求める

【指定利用等の取組状況】

| | |
|-------------|-------|
| 国 | : 99% |
| 都道府県 | : 88% |
| 政令市 | : 77% |
| 市区町村(政令市除く) | : 69% |

※H30建設副産物実態調査結果(土量ベース)

建設発生土の計画制度の強化

【現行制度】資源有効利用促進法により元請業者に対し、搬出先(他の工事現場、残土処分場等)等を記載した再生資源利用促進計画書の作成・保存を義務付け

- 計画書の作成**対象工事の拡大** (土砂1,000m³ → 500m³)、**保存期間の延長** (1年 → 5年)、**発注者への報告と建設現場への掲示を義務化**【省令改正：R4.9.2公布、R5.1.1施行】
 ※併せて事業所等への立入検査等の対象事業者を拡大し、チェック機能を強化
 【政令改正：R4.8.30閣議決定、R4.9.2公布、R5.1.1施行】
- 搬出先の**盛土規制法の許可の事前確認**及び搬出後の**土砂受領書等の確認**、工事現場の**土壌汚染対策法等の手続確認を義務化**【省令改正：盛土規制法の施行に合わせ施行(R5.5.26)】
ストックヤード運営事業者の登録制度の創設により、**ストックヤードからの搬出先を明確化**
 【告示：盛土規制法の施行に合わせ施行(R5.5.26)】

【再生資源利用促進計画書】(イメージ)

| 計画書 | |
|---------------|---|
| 請負会社 | : ●●株式会社 |
| 工事所在地 | : ●●市●●町●● |
| 建設発生土 | : ●●●● m ³ |
| 搬出先 | : ●●工事 ●●● m ³ ●●処分場 ●●● m ³ |
| コンクリート | : |
| アスファルト・コンクリート | : |
| 木材 | : |



新たな法制度等 (盛土規制法等)

- 厳格な**盛土許可制**
- 不法盛土の**監視強化** (許可地一覧の公表・現地掲示)
- 盛土許可違反の**建設業者への処分**

建設発生土の搬出先の明確化等の取組について

国土交通省 総合政策局公共事業企画調整課
不動産・建設経済局建設業課

I. 建設発生土の搬出先の明確化の取組について

1. 指定利用等の徹底

公共工事において発注者が工事の発注段階で建設発生土の搬出先を指定する指定利用等の徹底や、運搬費・処分費等の適正な積算による予定価格の設定について、総務省と連名で地方公共団体に要請。加えて、地方ブロック毎の建設副産物対策連絡協議会を通じて地方公共団体や建設業団体等へ周知。

また、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に基づく適正化指針の一部変更(閣議決定)により、公共工事発注者に要請。

さらに、建設工事標準請負契約約款の改正等を行い、継続的に大規模な工事を発注している民間発注者にも周知。

<発注者への要請等>

R4.4.1 公共工事における建設発生土の指定利用等を地方公共団体へ要請(国交・総務)

R4.6.1 公共工事入札契約適正化法の適正化指針を変更(5/20 閣議決定)し公共工事発注者へ要請(国交・財務・総務)

→公共工事発注者へ指定利用の状況等のフォローアップ実施

R4.6.21 及び 9.2 公共及び民間工事向けの標準契約約款について中建審より勧告

R5.3.3 不動協会員(民間発注者)への説明会を開催、約款改正の周知、指定利用等を要請

<各地方ブロックの取組>

地方建設副産物対策連絡協議会[※]を令和4年5月～6月及び10月～11月に地方ブロック毎で開催し、指定利用等の徹底や処分費等の適正な積算について地方公共団体や建設業団体等へ周知

[※]地方整備局、地方農政局、都道府県、指定都市、日本建設業連合会地方支部、建設業協会等により構成

2. 建設発生土の計画制度の強化

有識者会議の提言及び盛土規制法の国会審議を踏まえ、資源有効利用促進法の政省令を改正するとともに、大臣告示により、ストックヤード運営事業者の登録制度を創設。

<計画制度の強化>

○計画書の作成対象工事の拡大(土砂 1,000 m³ →500 m³)、保存期間の延長(1年→5年)、
発注者への報告と建設現場への掲示を義務化 【省令改正:R4.9.2 公布、R5.1.1 施行】

※併せて事業所等への立入検査等の対象事業者を拡大し、チェック機能を強化

【政令改正:R4.8.30 閣議決定、R4.9.2 公布、R5.1.1 施行】

○搬出先の盛土規制法の許可等の事前確認及び搬出後の土砂受領書等の確認、工事現場の土壌汚染対策法等の手続確認を義務化 【省令改正:R5.3.3 公布、R5.5.26 施行】

ストックヤード運営事業者の登録制度の創設により、ストックヤードからの搬出先を明確化

【告示: R5.3.3 公布、R5.5.26 施行】

3. その他の取組状況

① 関係局が連携して建設業団体等への説明会を開催

発生土の有効活用、盛土規制法、指定利用、計画制度の強化等の周知を目的に、総合政策局、都市局、不動産・建設経済局が連携して、建設業団体(日建連、全建(ブロック別))への説明会を開催(R5.1.20～2.3)

② 建設業法の監督処分基準を強化し廃掃法・盛土規制法違反への処分を厳格化

建設業者の不正行為等に対する監督処分基準を改正し、廃棄物処理法違反に対する処分を厳格化(R4.5.26)及び盛土規制法違反に対する処分を位置付け(R5.3.3)

Ⅱ. 建設発生土の更なる有効利用に向けた取組について

1. 建設発生土の利活用事例集の作成・公表

- 建設発生土の有効利用を促進することを目的に、他機関との工事間利用や低質土（第4種発生土、泥土等）の有効活用、土質改良土の利活用、建設発生土の発生抑制に関する個別の工事での具体的な取組事例をとりまとめ。
- また、地方公共団体が独自で行っている建設発生土の利用調整の取組についても事例集に掲載。
- 事例集を国土交通省の HP に掲載するとともに、地方公共団体や民間企業等へ周知を実施（R4.12）。

<公表した利活用事例>

| | |
|-------------|------|
| 他機関との工事間利用 | 7事例 |
| 低質土の有効活用 | 15事例 |
| 土質改良土の利活用 | 8事例 |
| 建設発生土の発生抑制 | 17事例 |
| 地方公共団体独自の取組 | 6事例 |
| （計53事例） | |

2. 建設発生土の保管場所一覧の公表

- 全国の都道府県、指定都市を対象として、建設発生土のストックヤード・土質改良プラント・受入地の実態調査を行い、公表可能な箇所について、その利用形態や所在地を整理した一覧表を作成し、各地方整備局等の HP に掲載（R5.1）。
- 随時、情報の追加・更新を行う予定。

<保管場所を公表している団体>

26都道府県、8指定都市（保管場所数 約1,100箇所）

3. 建設発生土の官民有効利用マッチングシステムの利用促進

- 公共工事と民間工事間で建設発生土を有効利用（工事間利用）することを目的に「建設発生土の官民有効利用マッチング」を平成27年度から実施しており、令和4年度に日本建設業連合会や全国建設業協会、不動産協会等に本システムの説明を行い、積極的な活用を依頼。

<民間工事関係者等への説明>

R4. 9 不動産協会

R4. 11 日本建設業連合会（北陸、中部、関西、四国、九州）

R5. 1～2 全国建設業協会各地方支部、建設発生土リサイクル協会、日本建設業連合会

再生資源利用促進計画作成における土壌汚染対策法等に関する

手続確認の円滑な運用について

令和5年4月
環境省水・大気環境局
水環境課土壌環境室

1. 背景

盛土による災害の防止に関する検討会における提言(令和3年12月24日) ※一部抜粋

- ・建設発生土の搬出先が適正であり、また、当該搬出先に実際に搬出されたことを事後的にも確認できるよう、元請業者に対し、再生資源利用促進計画作成等に際して、搬出先における3.(2)の新たな法制度の許可等の有無の確認や、搬出時に搬出先から交付される土砂受領書等の確認を新たに義務付けるべきである。(P.24)
- ・汚染された土壌の搬出防止を図るため、元請業者が再生資源利用促進計画作成する際に、土壌汚染対策法に基づく土地の形質変更の届出の有無、土壌汚染状況調査の実施命令の有無、調査実施命令を受けた場合の基準超過の有無など、発注者等が行った土壌汚染対策法上の手続き結果を元請業者が確認するようにすべきである。(P.25)

2. 取組内容

- ・自治体の土壌汚染担当部局宛に事務連絡を発出(令和5年3月31日)

土壌汚染対策法等に基づく届出要否等の手続確認が適切に運用されるよう、当該手続状況について、手続主体である発注者から元請建設工事業業者等に伝達することの周知を自治体に依頼した。

- ・建設業者団体等宛に事務連絡を発出(令和5年3月31日)

※国土交通省不動産・建設経済局建設業課と連名
元請建設工事業業者等が再生資源利用促進計画作成に当たって確認すべき事項の確認結果票作成に関する解説について建設業者団体等に周知した。

事務連絡
令和5年3月31日

各都道府県・土壤汚染対策法政令市
土壤汚染担当部局 御中

環境省水・大気環境局水環境課土壤環境室

資源の有効な利用の促進に関する法律に基づく
指定副産物に係る再生資源利用促進計画作成に当たって行う
土壤汚染対策法等の手續確認に関する運用について（依頼）

土壤環境行政の推進につきまして、日頃より御尽力いただき厚く御礼申し上げます。

今般、建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令及び建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令の一部を改正する省令（令和5年国土交通省令第6号）が令和5年3月3日に公布され、令和5年5月26日に施行されます。

本改正により、建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成3年建設省令第20号。以下「判断基準省令」という。）第8条第3項第1号から第3号の規定に基づき、元請建設工事事業者等が再生資源利用促進計画作成する際には、発注者等が行った手續として、土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）及び条例に基づく届出要否等を確認フロー等の解説に従って確認するとともに、その結果を確認結果票に記載し現場に掲示することとなりました。

貴職におかれましては、当該手續確認が適切に運用されるよう、元請建設工事事業者等から土壤汚染対策法及び条例の届出等に関する問合せがあった際には、御協力いただきますようお願い申し上げます。また、基本的に発注者が行うことが想定される土壤汚染対策法や条例に係る届出等の手續の際には、当該手續状況を元請建設工事事業者等にもお伝えいただくよう、貴職から発注者に対し周知いただきますよう、御協力をお願い申し上げます。

なお、土壤汚染対策法及び条例の届出要否等を行うための確認フロー等の解説は、別紙1「確認結果票作成に当たっての解説」のとおりになります。その他、判断基準省令が施行されるに当たり、建設業団体等に対して発出された事務連絡（別紙2「再生資源利用促進計画作成に当たって行う確認事項に関する解説について」）

や判断基準省令に関するチラシ（別紙3）も併せて送付いたします。

【連絡先】

環境省水・大気環境局水環境課土壌環境室

電話：03-5521-8322

E-mail：mizu-dojo@env.go.jp

事務連絡
令和5年3月31日

建設業者団体の長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長
環境省水・大気環境局水環境課土壌環境室長

再生資源利用促進計画作成に当たって行う確認事項に関する解説について

日頃より、建設業行政・土壌環境行政に格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、「建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令」（平成3年建設省令第20号。以下「省令」という。）の一部改正（令和5年3月3日公布）により、改正後の省令第8条第3項第1号から第3号において、元請建設工事事業者等が再生資源利用促進計画の作成に当たって確認すべき事項を定めたところです。つきましては、当該確認結果を記載した書面に関する解説を、別添2「確認結果票作成に当たっての解説」のとおり取りまとめましたので、お知らせいたします。

貴団体におかれましては、貴団体傘下の建設業者に対して周知いただくとともに、建設発生土等の適正処理に一層取り組まれますよう、指導を徹底する等、格段の御配慮を賜りたく、お願い申し上げます。

| 提言の内容 | 対応状況と今後の方針 |
|--|--|
| <p><u>建設現場への立入調査時に、排出事業者（元請業者）のマニフェスト交付を確認することなどで、産業廃棄物の適正処理を確保することが重要である。</u></p> | <p>○地方公共団体の建設リサイクル担当部局、環境部局、労働基準監督署が連携し実施している建設現場パトロールにおいて、引き続き排出事業者（元請業者）のマニフェスト交付を確認する。</p> |
| <p><u>建設工事における電子マニフェストの利用を促進することにより、産業廃棄物の不適正処理を防止することが求められる。</u></p> | <p>○電子マニフェスト普及促進の取組事例を業種ごとにとりまとめた「業種別事例集」を作成。令和3年度・令和4年度には公務（公共工事を含む）を対象とした。 ○取りまとめ結果を各自治体に送付し、電子マニフェストの利用促進について周知済。</p> |
| <p><u>廃棄物の不適正処理事案への対応について、廃棄物担当部局と警察が密接に連携してきた経験を踏まえ、警察との連携等に関する優良事例を収集し、不法盛土対応に当たっても参考にできるよう、新たな法制度所管部局にも共有するべきである。</u></p> | <p>○警察との連携等に関する優良事例の収集については、令和5年度予算で請負により都道府県等を対象に調査を実施する。取りまとめ内容について、都道府県等の産廃担当部局及び盛土規制法担当部局等に共有する。 ○地方環境事務所職員による都道府県等の会議での情報収集、地方環境事務所主催のセミナーでの優良事例募集の呼びかけなどにより、収集された優良事例を、会議等で発表する。</p> |

事務連絡
令和5年2月24日

各業界団体 御中

環境省環境再生・資源循環局
廃棄物規制課

電子マニフェストの加入促進について（依頼）

産業廃棄物行政の推進につきましては、日頃より格段の御配慮を賜り御礼申し上げます。

さて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第12条の5に規定する電子マニフェストは、紙マニフェストを交付する代わりに、記載内容を電子データとして情報処理センター（公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター（以下「JWセンター」という。）を指定）を介して、ネットワーク上でやりとりするもので、平成10年12月から運用が開始され、現在、その普及率は約75%に達しています。

環境省ではさらなる普及拡大を目指し、「電子マニフェスト普及拡大に向けたロードマップ」を策定して、地方公共団体及びJWセンターと連携し、電子マニフェスト加入を排出事業者、産業廃棄物処理業者等関係各方面に働きかけているところです。

下記に示すとおり、電子マニフェストは貴団体傘下会員の皆様の業務効率化、法令遵守に非常に有効なシステムですので、傘下会員各位への電子マニフェストの周知について特段の御協力を賜りますようお願いいたします。

【電子マニフェスト導入のメリット】

- 事務の効率化について
 - ・パソコンやスマートフォンから簡単に登録・報告が可能となること。
 - ・マニフェストの保存が不要であること。
 - ・廃棄物の処理状況の確認が容易であること。
 - ・マニフェストデータの活用が容易であること（例：廃棄物処理実績確認として活用可能）。
 - ・事務効率化による人件費の削減が可能であること。
- 法令の遵守について
 - ・マニフェストの誤記・記載漏れがなくなること。
 - ・排出事業者が処理委託した廃棄物の処理終了確認期限が自動的に通知され、確認漏れを防止できること。
- データの透明性について
 - ・マニフェストの偽造がしにくいこと。
 - ・マニフェスト情報を第三者である情報処理センターが管理・保存すること。

○ マニフェスト登録状況の行政報告について

- ・電子マニフェスト利用分は、情報センターが報告するため排出事業者の報告が不要であること。

<電子マニフェストとは>

<https://www.jwnet.or.jp/jwnet/about/index.html>

<加入申込・料金>

<https://www.jwnet.or.jp/jwnet/youshiki/index.html>

【その他】

- JW センターにおいて、電子マニフェストの活用を含め、排出事業者における産業廃棄物の適正処理に関する取組事例を調査し、業種別事例集を作成しております。本事例集では、産業廃棄物の委託処理のステップ順に、「委託先処理業者の選定」、「委託先処理業者との委託契約・事前打合せ」、「産業廃棄物の保管から処理までの管理」の一連の流れに沿って事例を掲載しています。産業廃棄物のより一層の適正処理に本事例集をご活用ください。

<産業廃棄物適正処理に係る業種別事例集>

https://www.jwnet.or.jp/info/chousa/jireishu_gyoushu.html

[本件についての連絡先]

環境省 環境再生・資源循環局

廃棄物規制課 村田、土居、金子

Tel : 03-3581-3351 内線 21376

地域と共生した再エネ導入に向けた 事業規律の強化について

令和5年4月28日

資源エネルギー庁

地域と共生した再エネ導入のための事業規律強化【再エネ特措法】

<地域でトラブルを抱える例>

土砂崩れで生じた崩落



柵塀の設置されない設備



不十分な管理で放置されたパネル



景観を乱すパネルの設置



<事業実施段階に応じた制度的対応>

※今般の法案で措置するものは赤字

①土地開発前

- ▶ 森林法や盛土規制法等の災害の危険性に直接影響を及ぼし得るような土地開発に関わる許認可について、**許認可取得を再エネ特措法の申請要件とするなど、認定手続厳格化。**（※省令改正での対応）

②土地開発後 ～運転開始

- ▶ **違反の未然防止・早期解消**を促す仕組みとして、事業計画や関係法令に違反した場合に**FIT/FIP交付金を留保する措置**といった**再エネ特措法における新たな仕組み**を導入。認定取消しの際の**徴収規定の創設。**

③運転中 ～廃止・廃棄

- ▶ 昨年7月から**廃棄等費用の外部積立て**を開始。事業者による放置等があった場合には、廃棄等積立金を活用。
- ▶ 2030年代半ば以降に想定される**使用済太陽光パネル発生量ピークに対応するためパネル含有物質の情報提供を認定基準に追加する**等の対応を実施。（※省令改正での対応）
- ▶ 経産省と環境省で**有識者検討会を開催**し、使用済太陽光パネルの大量廃棄を見据え、**リユース、リサイクル及び最終処分を確実に実施するための制度検討**を連携して進めて行く。また、**風力発電の廃棄の課題（ブレード等の廃棄・リサイクル）**に対し、**リサイクル技術等の動向を踏まえた上で、必要な見直しを行う。**

④横断的事項

- ▶ 再エネ特措法の申請において、説明会の開催など**周辺地域への事前周知の要件化**（**事業譲渡の際の変更認定申請の場合も同様**）。事前周知がない場合には認定を認めない。
- ▶ 適切な事業実施を担保するため、再エネ特措法の認定事業者に対し、**事業計画遵守義務を明確化し、委託事業者に対する監督義務**を創設。
- ▶ 所在不明となった事業者に対しては、**公示送達を活用**して再エネ特措法に基づく**処分を迅速かつ適切に実施。**

再生可能エネルギーの導入拡大に向けた関係府省庁連携アクションプラン（概要案）

- 「GX実現に向けた基本方針」に基づき、再生可能エネルギーについては、本常会にGX脱炭素電源法案を提出。地域との共生を図りながら、主力電源として最優先の原則で最大限導入拡大に取り組む。このため、関係府省庁間及び自治体との連携を強化し、以下の取組を加速。
- 併せて、「福島新エネ社会構想」の実現に向け、関係府省庁連携の下、取組を加速。

1. 再エネ導入に向けた環境整備

(1) イノベーションの加速

- 日本発のペロブスカイト太陽電池は、主原料のヨウ素生産量が世界2位。軽量・柔軟で、技術自給率向上に資する国産再エネ。量産技術の確立、需要の創出、生産体制整備を三位一体で進め、2030年を待たずに早期の社会実装を目指す。公共施設・ビルの壁面、工場・倉庫・学校施設等の屋根、空港・鉄道未利用地等への導入を推進。
- 浮体式洋上風力は、我が国の地の利を活かし世界をリードすべく、2023年度内に官民協調で産業戦略及び導入目標を策定。GI基金も活用し、2023年度から大規模実証を開始。コスト競争力ある生産体制構築を推進。
- GX経済移行債も活用し、産業競争力強化・経済成長と排出削減の両立に貢献する分野を後押し。
- 大学・高専・研究機関と連携した人材育成を強化。

(2) 次世代ネットワークの構築/調整力の確保

- 北海道からの海底直流送電について、2030年度までの完工を目指し、2023年度内に、①道路、鉄道網等のインフラ活用も含めた具体的な敷設ルート作成に向けた調査・関係者との調整、②ファイナンスの具体化、③実施主体の立ち上げに向けた環境整備を行う。
- 2030年に向けた定置用蓄電池の導入見通しを2023年夏目途に策定。また、蓄電池の機能を最大限評価できるよう、電気自動車や家庭用蓄電池等が需給調整市場に参加できる仕組みを早期に構築し、2026年度までの開始を目指す。
- 2023年度に導入予定の長期脱炭素電源オークションにより、揚水発電や蓄電池など脱炭素型調整力を確保。

(3) 需要側による取組

- 需給ひっ迫対策や再エネ有効活用に資するダイヤモンドリスボンズ(DR:現状230万kW程度)について、改正省エネ法による定期報告を2023年度から義務化。DRに対応できるように、設備のIoT化を促進しつつ、年間50万kW規模の積み増しを目指す。高度なDRの報告・評価方法を2023年度中に具体化する。
- 事業者の省エネ・非化石転換の取組の情報発信を促すため、省エネ法定定期報告の任意開示を2023年度から試行運用し、2024年度から本格運用を目指す。
- 脱炭素先行地域、DX、コンパクトシティ等、関係府省庁の取組を組み合わせ、相乗効果を生み出す。

2. 再エネの推進と規律の両立

(1) 地域と共生した再エネの導入拡大

- 太陽光：温対法、農山漁村再エネ法、建築物省エネ法を活用した後押しを実施。事業用太陽光について、2023年度下期より、屋根設置の買取区分を創設しメリハリのついた導入を促進。2030年に現在の約2倍である14-16%の導入を目指す。
- 風力：洋上風力の導入拡大に向け、港湾等の環境整備や排他的経済水域（EEZ）の国内法制度の検討を行う。また、浮体式洋上風力の導入拡大に向けて、海外の公募制度も踏まえた検討を行う。
- 水力：既存ダム発電の可能性を調査し、AIを活用したダム流入量予測やダムの運用高度化等により治水機能と水力発電の増強を両立するハイブリッドダムの取組等を推進。
- 地熱：地熱の導入拡大に向け、有望地点の特定、初期調査支援等の実施。新技術等の導入支援。探査技術高度化によるリードタイム短縮、森林の公益的機能と調和した利用促進、地熱開発加速化プランの着実な実施、地域の理解促進強化を実施。
- バイオマス：新たな燃料ポテンシャル(早生樹、広葉樹等)の開拓のための実証等による国産バイオマス燃料の低コスト化を推進。リサイクルGHG排出量が、2030年までは火力発電と比較して50%削減、2030年度以降は70%削減を満たす等の事業環境整備を推進。

(3) 「福島新エネ社会構想」に基づく再エネ等の導入拡大

- 2023年度に設立したF-REI、FREAや県内企業等が連携し、再エネ・水素分野の研究開発・産業集積・人材育成を推進。
- 阿武隈山地の送電線整備を速やかに進め、2024年度頃までに福島県内の風力発電導入量を2020年度比で約3倍に増やす。
- FH2Rを核とした水素の本格的な社会実装に向け、関係府省庁や自治体等で議論する場を設置し、2023年春より検討を本格化。

(2) 適切な事業規律の確保

- 本常会にGX脱炭素電源法案を提出。加えて、省令改正により、FIT申請時の手続き強化や立地状況のリスク等を踏まえた運用強化などを、2023年夏頃までに行う。
- 衛星データを含め地理情報を一元化し、各発電設備の立地情報を反映・充実化するシステム整備を2023年度中に速やかに構築。自治体や関係省庁が連携し、発電エリアのリスクマネジメントを強化。
- 太陽光パネル等の廃棄・リサイクルのあり方に関する検討を開始し、2023年内を目途に結論を得る。また、リサイクル技術の高度化や、リユース・リサイクルの促進に向けた実証に関する取組を進める。

アジアゼロエミッション共同体（AZEC）構想の下、AZECパートナーとの相互の信頼を活用し、エネルギー転換の加速に共同で取り組む。その際、日本の技術や制度を活かし、アジアを中心に世界の脱炭素化に貢献していく。

太陽光発電設備に関する開発許可等の基準・運用の考え方の整理

- 太陽光発電設備の設置に必要な森林法、盛土規制法、砂防三法及び電事法等の許可等の基準・運用については、各法令それぞれで対応しており、太陽光発電開発の特性が的確に考慮されていないなど、横串での対応が不足しているとの指摘もある。
- 関係省庁主催の再エネ設備の導入・管理のあり方に関する検討会での提言も踏まえ、太陽光発電の特性を踏まえた技術的基準の考え方や関係法令間での連携の在り方について、申合せによって整理するとともに、各法令に基づく開発許可等の基準や運用の実務においても反映し、適切に対応していく予定。

関係省庁申合せの骨子（案）

太陽光発電設備の開発の特性を踏まえた技術基準の考え方

太陽光発電設備の開発上の特性

- 盛土等による造成地や様々な勾配の自然斜面など多様な場所・開発形態で太陽光パネルを設置可能
- 太陽光パネルにより地表への雨水の浸透や日光が妨げられ植生が失われることによる災害防止機能の劣化リスク
- 太陽光パネルに溜まった雨水が地表に集中的に落下することによる土砂流出のおそれ

- ◆ **斜面への設置：** 斜面勾配は原則30度未満が基本。傾斜度に応じ適切な防災措置を講ずる
- ◆ **排水対策：** 降雨量や地質、太陽光パネルからの流水等を考慮し、適切な排水施設を設置
- ◆ **法面保護・斜面崩壊防止：** 太陽光パネルから落下する雨水等による土地の表面浸食防止のための措置を講ずる
- ◆ **分割による規制逃れ防止：** 発電設備や事業の形態等の実態を踏まえ、開発行為の一体性を総合的に判断
- ◆ **施工後の継続的管理：** 許可段階における維持管理計画の策定の徹底と施工後の立入検査による確認 他

関係法令間での連携強化

- ◆ 再エネ特措法の認定システムを活用した関係法令の許可取得・違反状況に関する情報の連携・一元化
- ◆ 再エネ特措法や電事法に基づく立入検査結果や事故情報の分析に係る情報を関係法令の所管省庁・自治体に共有
- ◆ FIT・FIP認定手続において、関係法令の許認可取得を申請要件化
- ◆ 電事法における工事開始前や使用開始前時点で、関係法令の許可取得・工事完了確認が行われていることを確認

太陽電池発電設備の安全性に係る対応 について

令和5年4月28日

産業保安グループ 電力安全課

電事法における関係法令遵守の確認

- 電気事業法上、電気工作物の設置に際し、森林法等の遵守状況は確認していない。
- 他方で、土砂災害等の自然災害によって、再エネ発電設備等に事故が生じた場合は、当該設備が周辺住民への危害や、周辺設備の損傷をもたらし、結果的に、電気事業法第39条の技術基準への適合を維持できないおそれがある。
- そのため、再エネ発電設備等の設置に当たり、①森林、②盛土造成区域、③砂防指定地等、土砂災害の発生等に繋がり得る土地の開発行為を伴う場合は、これらの手続が適切に行われているか、電気事業法においても確認するよう検討を進める。

<電気事業法>

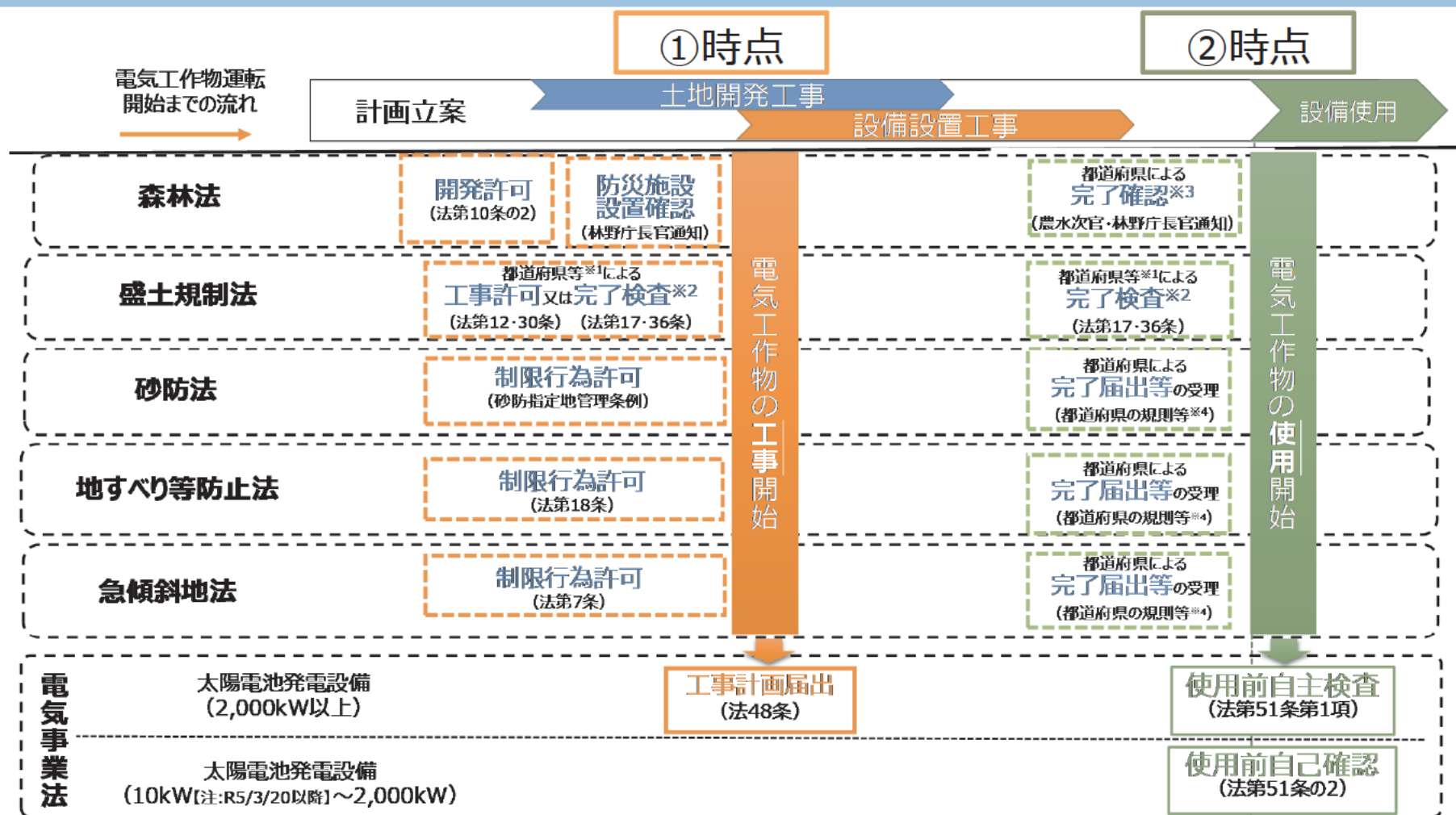
(事業用電気工作物の維持)
第39条 事業用電気工作物を設置する者は、事業用電気工作物を主務省令で定める**技術基準に適合するように維持**しなければならない。

<土砂災害等の防止の観点から土地開発を規制している法律>

| 法令 | 関連する規制の概要 |
|---|--|
| ①森林法 (林地開発許可制度) | 地域森林計画対象森林において、 土砂の流出防止等の森林の公益的機能を阻害しないよう、一定規模を超える土地の形質の変更を伴う開発行為に許可が必要。 |
| ②宅地造成及び特定盛土等 規制法(盛土規制法) ※令和5年5月に法施行 | 宅地造成等工事規制区域、特定盛土等規制区域内において行われる、一定規模以上の 盛土等に関する工事について、許可が必要。 |
| ③砂防三法 ・砂防法 ・地すべり等防止法 ・急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(急傾斜地法) | 砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域において、 土石流等からの下流部に存在する人家や公共施設の保護等のため、土地の掘削、<u>工作物の設置</u>、立木竹の伐採等に許可が必要。 |

関係法令の遵守状況を確認する時点

- 電気事業法に基づく手順としては、電気工作物の工事開始前時点（①時点）と、使用開始前時点（②時点）がある。
- 関係法令の許可等（下図オレンジ点枠）の取得を「①時点」、当該許可通り開発が適切に完了したか（下図緑点線枠）を「②時点」で確認することについて検討中。



※1: 都道府県等とは、都道府県、政令指定都市、中核市
 ※2: 実務上の支障等を含め、取扱いについては検討中。
 ※3: 森林法では、開発地の緑化による植生の定着状況等の確認をもって正式な土地開発工事の完了とされる場合がある。
 ※4: 土地開発工事完了時及び設備設置工事完了時における許可権者及び事業者の手続きは、都道府県により異なる。

小規模事業用電気工作物の事故の状況

- 令和3年4月以降、小規模事業用電気工作物に係る事故報告制度が開始。
- 令和3年度の太陽電池発電設備の事故報告件数は、小規模事業用電気工作物が260件※¹、その他の事業用電気工作物が393件※²。また、外部への影響が大きいと考えられる、パワーコンディショナー起因の事故件数を除けば、それぞれ101件※¹、83件※²であり、小規模事業用電気工作物についても、外部への影響が懸念される。
(出典)
※1 電気関係報告規則に基づき提出された電気事故報告を集計
※2 令和3年度電気保安統計 Ⅲ.第6表「太陽電池発電所 事故被害数表」及びⅣ.第8表「太陽電池発電所の事故被害件数」
- 令和4年6月の電気事業法の改正により、令和5年3月以降、小規模事業用電気工作物については、技術基準への適合、基礎情報及び使用前自己確認の届出が義務化。

<小規模事業用電気工作物の定義>

「小規模事業用電気工作物」は、以下の要件を満たす電気工作物を指す。

- ✓ 発電出力が、太陽電池発電設備は10kW以上50kW未満、風力発電設備は20kW未満であること
- ✓ 電圧が低圧であること
- ✓ 低圧の引込線以外の電線路と接続されていないこと

(参考) 再エネ発電設備に係る規制等の変遷

- 経済産業省では、これまでの事故の発生状況や、水上太陽光などの新たな設置形態の増加を考慮し、累次安全規制を見直し。

近年の再エネ発電設備に係る規制等の変遷

- 令和元年7月：NEDOが地上設置型の太陽電池発電設備に関し、安全ガイドラインを公表
- 令和2年2月：「電気設備の技術基準の解釈」で、土砂流出防止措置を記載
- 令和3年4月：「発電用太陽電池設備に関する技術基準を定める省令」を施行
⇒太陽電池発電設備の支持物の強度や地盤の安定性に関する技術基準を策定
- 令和3年4月：太陽電池発電設備の事故報告対象の下限を10kWまで拡大（従来は50kW）
⇒小出力の太陽電池発電設備についても事故実態の把握が可能に。
- 令和3年11月：NEDOが水上・営農・傾斜地設置型の太陽電池発電設備に関し、安全ガイドラインを作成。
- 令和3年12月：同ガイドラインを「発電用太陽電池設備に関する技術基準を定める省令及びその解釈に関する逐条解説」に取り込み。
- 令和5年3月：改正電気事業法施行
⇒従来、一部の規制の対象外とされていた小規模な太陽電池発電設備について、「小規模事業用電気工作物」として新たに位置付け、技術基準の適合維持義務が課されるとともに、基礎情報や使用前自己確認の届出対象となった。

太陽電池発電設備の柵塀設置の義務化

- 太陽電池発電設備は、光が当たると発電するため、破損し充電部が露出したパネルに光が当たった場合に、感電等のリスクが考えられる。また、屋外に設置され、無人で運転されているものが大半であり、公衆が容易に立入可能な施設形態もある。
- こうした現状を踏まえ、小規模事業用電気工作物に該当する太陽電池発電設備について、原則、柵塀の設置義務を課すこととし、使用前自己確認の際、設置者自らが柵塀の設置を確認し、その結果を国に届け出ることについて検討を進める。
- 他方、一般公衆の入退場が極めて限定的か、適切に施工・運転監視されている場合であって、柵塀の設置によって著しい支障が生じる場合（例えば、郊外で大型の農業機械を使用する営農型太陽電池発電設備や、建築基準法に基づき施設されたソーラーカーポートなど）には、人が充電部に容易に接触しないような措置を講じている場合に限り、例外を講じることとする。
- なお、風力発電設備は規模に関わらず、電気事業法上、柵塀の設置が既に義務付けられている。

<柵塀設置の規定の状況>

— 現状の電事法規定範囲 — 規定範囲の拡大案

| | 太陽光 | | 風力 | |
|-------------|---|---|---|---|
| | FIT・FIP認定 | 非FIT・FIP認定 | FIT・FIP認定 | 非FIT・FIP認定 |
| 事業用電気工作物 | <ul style="list-style-type: none"> ● 電事法義務 ● 再エネ特措法ガイドライン | <ul style="list-style-type: none"> ● 電事法義務 | <ul style="list-style-type: none"> ● 電事法義務 ● 再エネ特措法ガイドライン | <ul style="list-style-type: none"> ● 電事法義務 |
| 小規模事業用電気工作物 | 電事法上の義務拡大 | | <ul style="list-style-type: none"> ● 電事法義務 ● 再エネ特措法ガイドライン | <ul style="list-style-type: none"> ● 電事法義務 |

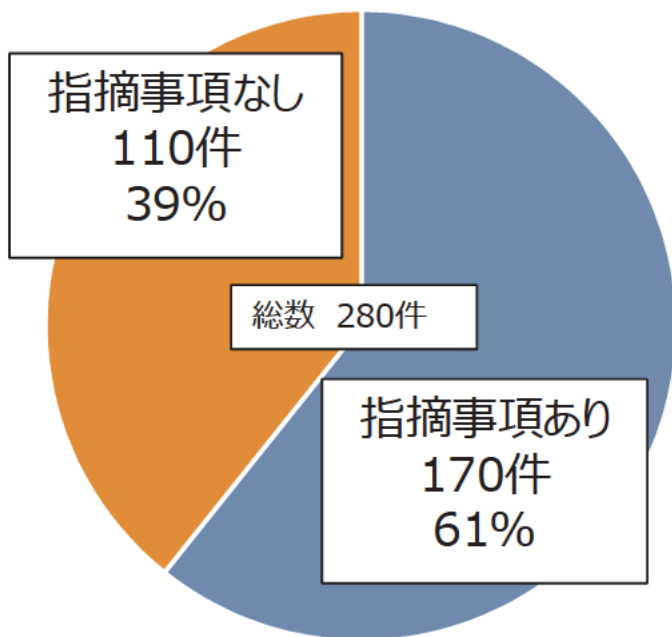
太陽電池発電設備に関する立入検査・講習会

- 令和4年度、太陽電池発電設備については、土砂災害警戒区域等に立地する設備を中心に、約300件の立入検査を実施。令和5年度も同等の立入検査を実施予定。
- また、今年度は、設備の設置者及び施工会社等に向けた制度に関する講習会を、全国の主要都市で28回、オンラインで2回の計30回実施し、約3,200人が参加。

＜土砂災害警戒区域等における立入検査結果の分析例＞

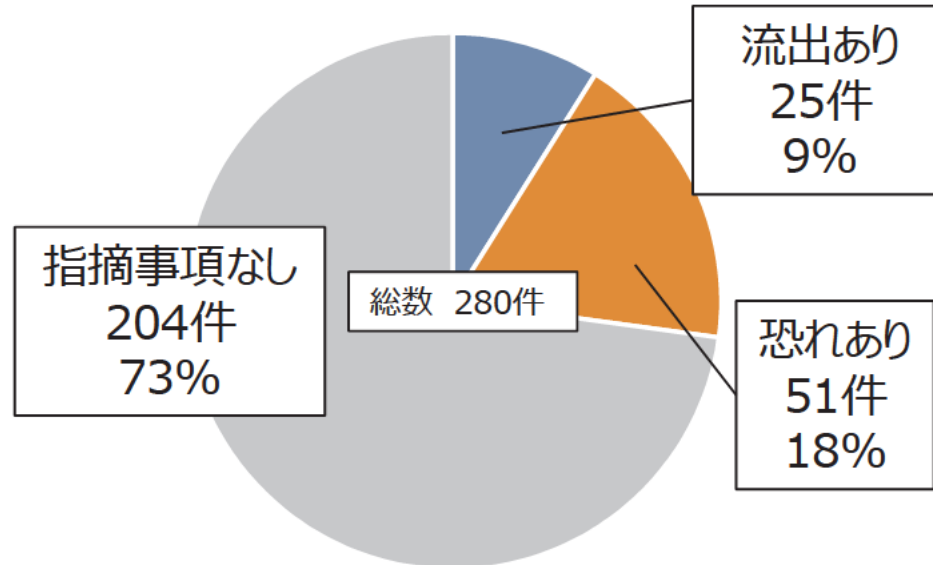
接合部に関する指摘

接合部に関する指摘をした発電設備は280件中170件で最も多かった。



土砂流出に関する指摘

土砂流出が確認できた太陽電池発電設備は280件中25件、土砂の流出は確認できなかったが、敷地内で地盤の侵食や土砂が流れているなど土砂流出の恐れがあることを確認できた設備は51件であった。



- 林野庁では、太陽光発電に係る林地開発許可基準の運用状況の検証等のため、令和4年1月に有識者を委員とする「太陽光発電に係る林地開発許可基準に関する検討会」を設置し、許可基準等の見直しを検討。
- 検討結果を踏まえ、令和4年9月、森林法施行令及び施行規則等を改正。
- 令和4年11月には、許可基準等の制度の運用に係る内容を、技術的助言として都道府県宛てに通知。

森林法施行令及び施行規則等の主な改正内容

改正前の主な内容

- 地域森林計画対象民有林（保安林を除く）において、1haを超える土地の形質変更を行う場合、都道府県知事の許可が必要。
- 許可を受けようとする者は、申請書に位置図、区域図、計画書等を添付して申請。

- 太陽光発電設備の設置を目的とした土地の形質変更を行う場合、0.5haを超えるものについて許可の対象として追加。
- 許可を受けようとする者に対し、防災措置を行うために必要な資力・信用、能力を有することを証する書類を添付することを義務付け。

通知において新たに示す主な内容

開発規模の一体性の判断に関する整理

- ・実施主体、実施時期、実施箇所のそれぞれについて、開発規模の一体性を判断するための考え方を明確化。

降雨形態の変化等に対応した防災施設の整備

改正前の主な内容

- ・排水施設の断面の設計雨量強度：10年確率
- ・洪水調節池の設計雨量強度：30年確率
- ・土砂流出により下流に災害が発生するおそれがある場合、えん堤等の対応策を措置。

- ・周辺に人家等の保全対象がある場合、排水施設の断面の設計雨量強度について、20～30年確率を採用することとする。
- ・河川等の管理者が必要と認める場合、洪水調節池の設計雨量強度について50年確率を採用することとする。
- ・山地災害危険地区上流域等で開発行為を計画する場合、えん堤等の対応策を措置することを明確化。

開発事業者の施工体制の確認

- ・資力・信用、能力のそれぞれについて、具体的に提出を求める書類を例示。
- ・主要な防災施設を先行設置し、設置が完了し確認が終わるまでは他の開発行為を行わないことなどを許可に付す条件として例示。

防災施設等の施工後の管理

- ・緑化措置について、植生が定着しないおそれがある場合、一定期間の経過観察を行った上で完了確認を行うことができることとする。
- ・完了確認後の周辺地域への土砂流出等の防止を図るため、計画書の内容に防災施設の維持管理方法を位置づけ。

地域の意見の反映

- ・森林法に基づく市町村長の意見聴取について、意見への対応方法を示すとともに、様式を例示し聴取事項を明確化。
- ・太陽光発電設備の設置を目的とした開発については、必要に応じ地域の合意形成等の促進を目的とした法制度等の活用を促すこととする。

盛土による災害防止のための関係府省連絡会議幹事会の
構成員の官職の指定について

令和3年8月10日
盛土による災害防止のための
関係府省連絡会議議長決定
令和3年12月23日
一部改正
令和4年6月20日
一部改正
令和5年4月28日
一部改正

盛土による災害防止のための関係府省連絡会議の開催について（令和3年8月10日関係府省申合せ）第3項の規定に基づき、盛土による災害防止のための関係府省連絡会議幹事会の構成員の官職を以下のとおり指定する。

- 議長 内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付）
副議長 国土交通省大臣官房審議官（総合政策局担当）
構成員 内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付）
内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（総括担当）
警察庁生活安全局生活経済対策管理官
総務省自治財政局調整課長
農林水産省農村振興局農村政策部農村計画課長
農林水産省農村振興局整備部設計課長
林野庁林政部企画課長
林野庁森林整備部治山課長
経済産業省商務情報政策局産業保安グループ電力安全課長
資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課長
国土交通省大臣官房参事官（宅地・盛土防災担当）
国土交通省総合政策局社会資本整備政策課長
国土交通省総合政策局公共事業企画調整課長
国土交通省国土政策局総合計画課長
国土交通省不動産・建設経済局建設業課長
国土交通省都市局都市計画課長
国土交通省水管理・国土保全局水政課長
国土交通省水管理・国土保全局砂防部砂防計画課長
国土交通省国土地理院企画部長
環境省大臣官房総合環境政策統括官グループ環境影響評価課長
環境省大臣官房地域脱炭素推進審議官グループ地域脱炭素政策調整担当参事官
環境省水・大気環境局参事官（土壌・地下水・地盤環境担当）

環境省自然環境局国立公園課長

環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長